

# 虐待防止のための指針

社会福祉法人 太陽会  
安房地域医療センター

## 1. 虐待防止に関する基本的考え方

当院では、患者さま及び利用者さまへの虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、各虐待防止法及び配偶者暴力防止法に基づき、虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

## 2. 虐待防止に係る検討委員会の設置

- (1) 当院は、虐待の発生防止及び早期発見、再発防止への組織的対応を図ることを目的に虐待防止検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- (2) 委員会の役割は以下の通りとする。
  - ① 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること。
  - ② 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること。
  - ③ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること。
  - ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
  - ⑤ 職員が、虐待を把握した場合に、関係機関への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
  - ⑥ 虐待が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
  - ⑦ 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。
- (3) 委員会は、定期的かつ必要に応じて開催する。

## 3. 虐待防止の担当者の選任

当院は、虐待防止に関する措置を適切に実施するために虐待防止の担当者（以下、「担当者」という。）を置き、委員会の委員長がその任にあたる。

## 4. 職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する権利擁護及び虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする。
- (2) 研修は、年1回以上開催するとともに、新規採用時には必ず実施する。

## 5. 職員の責務

院内及び患者さま・利用者さまの居宅内における虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。

## 6. 虐待（疑い）が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 患者さま・利用者さま及びその家族、職員等から虐待等の通報や相談を受けた場合は、本指針に従って対応し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (2) 院内又は患者さま・利用者さまの居宅内において虐待等が発生した場合は、速やかに院長又はメディカルディレクター（児童の場合は、小児科常勤医）に相談・報告するとともに、関係機関へ通報する。また、必要に応じて委員会を開催する。
- (3) 緊急性の高い事案の場合は、関係機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。
- (4) 客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職等の如何を問わず、厳正に対処する。

## 7. 成年後見制度の利用支援

患者さま・利用者さま及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、関係機関等の窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

## 8. 虐待等に係る苦情解決方法

院内における虐待を防止するため、患者さま・利用者さま及びその家族からの苦情について、適切かつ誠意ある対応に努めるとともに、これを速やかに解決できるよう苦情解決体制を整備する。

## 9. 指針の閲覧

本指針は、患者さま・利用者さま及びその家族がいつでも閲覧できるよう院内に備え付けるとともに、当院のホームページ上に公開する。

## 付 則

本指針は、2024年1月1日から施行する。